

通所型(訪問型)短期集中予防事業の廃止について

1. 背景

本事業は、介護保険法に基づき介護予防・日常生活支援総合事業として実施されてきました。

しかし、近年、3か月間という短期間で実施される本事業の性質から『該当者を選定しづらい』、『代替事業がある』などの理由で、利用実績が少なく「第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で見直しを進めてきたところです。

2. 各事業の利用実績

(1)通所型(訪問型)短期集中予防事業

①通所型

区分/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	2	2	5
延回数	20	22	28

②訪問型

区分/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	0	2	0
延回数	0	6	0

(2)代替事業

①通所型サービスA事業

区分/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数	76	138	149
延回数	250	574	627

②個別健康相談(必要時に個別対応の機会)

ア.介護保険被保険者証(65歳)または後期高齢者医療に関する資格確認書(75歳)と併せて健康相談先に関する周知文を送付

イ.70歳訪問の実施

区分/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援実数	219	297	286
支援延数	243	297	312

※アとイいずれも該当者から健康相談があった場合には、継続訪問等を実施

3. 廃止の理由

上記のとおり、『本事業の利用実績が低い』『代替事業の利用実績が増えている』ことを踏まえると本事業は介護予防事業として効果的と言えないため、代替事業の促進を前提として令和7年度をもって廃止とします。

4. スケジュール

令和7年 7月 : 恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会にて報告(7/16)

令和7年 8月～: 市議会厚生消防常任委員会にて報告

※報告後、関係する事業所及び地域包括支援センターに周知するとともに
ホームページへ掲載

令和8年 3月 : 恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部改正